

## 競争参加者の資格に関する公示

旭川（7）施設最適化総合設計に係る技術協力業務に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和7年3月7日

支出負担行為担当官  
北海道防衛局長 福島 邦彦  
(公印省略)

1 案件名 旭川（7）施設最適化総合設計に係る技術協力業務

2 履行場所 北海道旭川市

3 案件概要 本案件の概要は以下のとおり。

本件は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に工事の契約を締結する。

(1) 対象施設

【旭川駐屯地】

(ア) 建替施設（建替後の施設）

隊舎（鉄筋コンクリート造 4階建 延べ面積約6,500㎡）ほか32棟、  
総延べ面積約34,400㎡

(イ) 改修建物

庁舎（鉄筋コンクリート造 5階建 延べ面積約8,500㎡）ほか71棟、  
総延べ面積約79,300㎡

(ウ) 解体建物

隊舎（鉄筋コンクリート造 4階建 延べ面積約6,300㎡）ほか66棟、  
総延べ面積約34,700㎡

(エ) 建物付帯工事（建替及び改修）

(オ) 幹線ユーティリティ 一式

(2) 技術協力業務

ア 業務内容

計画準備、技術協力業務（実施設計の確認、施工計画の作成、技術情報等の提出、全体工事費の算出、関係機関等との協議資料作成支援、技術提案、設計調整協議）

イ 履行期間 契約締結日の翌日から令和12年3月19日まで。

ウ 本技術協力業務の再委託は認めない。

#### 4 競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付期間等

- (1) 交付期間 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示日（以下、「公示日」という。）から令和7年4月7日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は午後5時まで。なお、紙による交付は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。
- (2) 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター  
<http://www.dfeg.mod.go.jp>  
ただし、紙による交付を希望する場合は下記5(2)に同じ。
- (3) その他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

#### 5 申請書の提出期間等

- (1) 提出期間 公示日から令和7年4月7日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）。ただし、最終日は正午まで。  
なお、申請書は令和7年4月7日以降も当該案件に係る優先交渉権者の選定日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）受け付けるが、優先交渉権者の選定日までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
- (2) 提出場所  
〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎  
北海道防衛局総務部契約課  
TEL 011-272-7513  
FAX 011-280-0351  
Email [keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp](mailto:keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp)
- (3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メールにより提出すること。  
ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で令和5・6年度及び令和7・8年度における資格審査申請の際に提出したものの写し  
イ 建設共同企業体協定書の写し  
ウ 下記6(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限り。ただし、当該様式は、当該案件の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」（令和7年3月7日付支出負担行為担当官北海道防衛局長）に示すところにより交付する公募型プロポーザル方式に関する説明書（以下、「説明書」という。）の様式第2と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

(4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

## 6 特定建設工事共同企業体としての資格

### (1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者の組合せとする（最大8者）。

また、代表者以外の構成員については、代表者以外の構成員①の条件を満たす者を必ず1者以上含むこと。

ア 防衛省における令和5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、以下の表1に示す条件を満たす級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

なお、優先交渉権者の選定日までに、令和7・8年度防衛省競争参加資格においても、級別の格付及び経営事項評価数値について、以下の表1に示す条件を満たしていること。

表1：級別の格付及び経営事項評価数値について

特定建設工事共同企業体の代表者	「建築一式工事」	経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）が、1,200点以上
	<u>かつ</u>	
	測量・建設コンサルタント 「建築」	級別の格付が「Aランク」、「Bランク」又は「Cランク」
代表者以外の構成員①	「建築一式工事」 又は 「土木工事一式」	経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）が、990点以上
代表者以外の構成員②	「建築一式工事」 又は 「土木工事一式」	経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）が、830点以上
	<u>又は</u>	
	「電気工事」、 「管工事」又は 「電気通信工事」	経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）が、870点以上

イ 申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北海道防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）（防整施(事)第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ウ 当該技術協力業務に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。詳細は説明書による。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 特定建設工事共同企業体の構成員は、平成22年4月1日から公示日までに完成・引渡し完了した工事のうち、以下の表2に示す①又は②のうち、いずれかの工事を施工した実績を有すること。なお、建設共同企業体の構成員としての実績は出資比率が均等割りの10分の6以上のものに限る。

表2：企業の同種工事を施工した実績について

※表2中の点数は経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）を示す。

<p>特定建設工事共同企業体の代表者</p>	<p>①元請けとして、国、特殊法人等又は地方公共団体から受注した国内における工事のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物で延べ面積3,000㎡/棟以上の新設建築工事</p> <p>②防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の5職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物で延べ面積3,000㎡/棟以上の新設建築工事</p>	
<p>代表者以外の構成員①</p>	<p>①元請けとして、国、特殊法人等又は地方公共団体から受注した国内における工事のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物で延べ面積1,000㎡/棟以上の新設工事</p> <p>②防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物で延べ面積1,000㎡/棟以上の新設工事</p>	
<p>「建築一式工事」 990点以上</p>		<p>建築工事の施工実績</p>
<p>「土木一式工事」 990点以上</p>		<p>土木工事の施工実績 (土木工事において構造、面積及び規模等は問わない。)</p>

代表者以外の 構成員②	①元請けとして受注した国内における工事のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の新設工事	
	②防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の新設工事	
	「建築一式工事」 830点以上	建築工事の施工実績
	「土木一式工事」 830点以上	土木工事の施工実績 (土木工事において構造、面積及び規模等は問わない。)
	「電気工事」又は 「電気通信工事」 870点以上	電気工事又は電気通信工事のいずれかの施工実績
	「管工事」 870点以上	管工事の施工実績

工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

イ 特定建設工事共同企業体の代表者は建設業法の「建築一式工事」につき許可を有しての営業年数が5年以上であること。また、代表者以外の構成員については、それぞれの工種につき許可を有しての営業年数が5年以上であること。

#### ウ 構成員の配置する技術者について

以下の表3に示す条件を満たすものとする。

表3：構成員の配置する技術者について

特定建設工事 共同企業体の 代表者	「建築一式工事」に係る監理技術者を工事現場に専任で配置できること。
	<u>かつ</u> 「技術協力業務」に一級建築士の資格を有する管理技術者1名を配置できること。
代表者以外の 構成員① 及び 代表者以外の 構成員②	それぞれの工種に係る国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

#### (3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

#### (4) 代表者の要件

代表者は、「建築一式工事」に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

7 上記6(1)アに掲げる防衛省競争参加資格の級別の格付を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も上記5により申請することができる。

この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、上記6(1)アに掲げる防衛省競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記6(1)アに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該案件の優先交渉権者の選定日までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記6(1)アに掲げる防衛省競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該案件の優先交渉権者の選定日までに上記6(1)アに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

## 8 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

## 9 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後3か月を経過するまでとする。

ただし、当該案件の受注者以外の者にあつては、複数回予定されている当該案件の請負契約のうち最後の請負契約が締結された日までとする。

## 10 その他

(1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「旭川（7）施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事〇〇〇建設・〇〇〇建設・〇〇〇建設 建設共同企業体」とする。

(2) 当該案件に係る競争に参加するためには、優先交渉権者の選定日において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該案件の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」に示す手続に従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。